資料5

[平成21年8月6日代議員会決定の修正]平成21年 11月 5日都市環境学部代議員会

「外国出張・海外研修旅行申請書」の提出に関する申合せ

「外国出張・海外研修旅行申請書」及びその関係書類は、<u>下記の期日までに、</u> 理系管理課庶務係に提出することとする。

1 外国出張で「確定払い」の場合・海外研修旅行の場合

- 遅くとも出発日前直近の<u>代議員会(毎月第1・3週木曜日開催)の前週</u> の木曜日までに提出することとする。
- あわせて、発令決定手続を行うため、外国出張・海外研修旅行の出発日は、<u>代議員会から1週間後(5営業日後)</u>でなければならないこととする。
- * 財源が基本研究費・傾斜的研究費の場合(ただし、「用務が調査のみ」の 場合に限る。)については、財務課の協議が必要なため、代議員会(毎月第 1・3週木曜日開催)で承認されてから渡航日まで、1か月以上の期間が なければならないこととする。

2 外国出張で「前払い」を希望する場合

○ <u>代議員会(毎月第1・3週木曜日開催)で承認されてから渡航日まで、</u> <u>1か月以上の期間</u>がなければならないこととする。